

奈良県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西医院	宇陀市大宇陀西山一六番地の一	平成三十年二月二十八日
ハヤト薬局	生駒郡斑鳩町龍田二―三―一〇	令和四年八月三十一日
若葉薬局生駒店	生駒市東松ヶ丘一七―一〇	令和四年九月四日